

## ○西原町総合教育会議傍聴人要領

### (趣旨)

第1条 西原町総合教育会議設置要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定により、西原町総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴人に関する必要な事項を定める。

### (傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議開始前に受付をおこない、要綱第9条に規定する事務局職員（以下「職員」という。）の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

### (定員)

第3条 傍聴人の定員20人とする。ただし、会議が必要と認めるときはこれを変更することができる。

2 傍聴希望者が、前項に規定する定員を超えるときは、先着順により決定するものとする。

### (傍聴の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他傍聴を不適当と認める者

### (傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 動画等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、会議の許可を受けた場合は、この限りではない。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をしないこと。

2 町長は、前項各号の事項を守らない者があるときは、これを静止し、これに従わない場合は、退場を命ずることができる。

第6条 傍聴人は、町長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

## 附 則

この要領は、総合教育会議で決定した日から施行する。